

令和元年6月21日
革新的事業活動評価委員会

第7回革新的事業活動評価委員会
革新的事業活動評価委員会運営規則第3条に基づく書面による議事結果

革新的事業活動評価委員会（以下「本委員会」という。）に付議された次の新事業等実証計画に対する主務大臣の見解並びに第1回及び第2回の革新的事業活動評価委員会議事録の公表について、革新的事業活動評価委員会運営規則第3条に基づき、書面による議事を行ったところ、過半数の委員より、主務大臣の見解について適当である旨並びに第5回の革新的事業活動評価委員会議事録の公表について了承の旨回答を得たため、その旨、本委員会の議決に代えることとした。

◆対象案件

議案①：新技術等実証計画の認定申請書について

（万が一の際には助け合う大規模P2P特約の実証）

議案②：第5回革新的事業活動評価委員会議事録の公表について

◆議決内容

議案①

- 自己の利害に関係する旨の申出、不参加の申出のあった委員を除き、評価委員12名が議決に参加し、本委員会の意見は以下のとおりとすることを決定した。
 - ・内閣総理大臣から提出された見解は、法第11条第4項の規定に照らし、適当である。

議案②

- 第5回革新的事業活動評価委員会の議事録を公表することを決定した。

(以上)